

2024年4月19日

三井住友海上火災保険株式会社  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

～地域公共交通における一般ドライバーの自家用車活用を支援～  
**ライドシェア事業向けの自動車保険を販売開始**

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上火災保険株式会社(代表取締役社長:船曳 真一郎)ならびに、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(代表取締役社長:新納 啓介)は、2024年4月の道路運送法第78条第3号に基づく「自家用車活用事業制度の創設(ライドシェアの一部解禁)」に合わせ、ライドシェア事業向けの自動車保険として「移動支援サービス事業用自動車保険特約」を開発し、4月から販売を開始しました。

両社は、地域、社会の課題解決を図り、持続可能で安心・安全な地域公共交通の実現を目指していきます。

### 1. 背景

国土交通省は、移動需要に対するタクシー車両・ドライバーの供給不足の解決に向けて、タクシー事業者の運行管理下において、一般ドライバーが自家用持ち込み車両等で有償運送サービスを行うこと(以下、ライドシェア事業)について、地域や時期、時間帯等限定して一部を可能とする通達を発出しました。同通達では、タクシー事業者が「対人賠償責任補償8,000万円以上および対物賠償責任補償200万円以上の任意保険・共済に加入していること」をライドシェア事業参加の許可基準としており、両社はその基準に対応する「移動支援サービス事業用自動車保険特約」を開発しました。

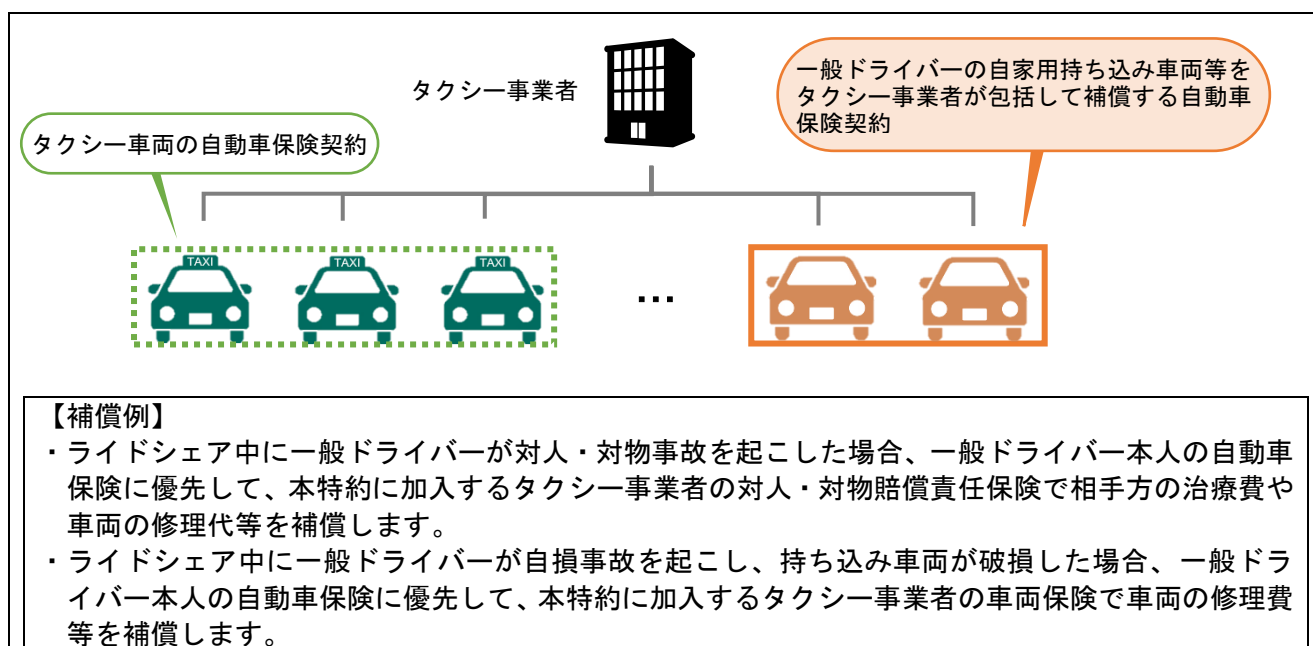
### 2. 「移動支援サービス事業用自動車保険特約」の概要

両社はこれまで、道路運送法第78条第2号に基づく「中山間地域等の交通空白地における自家用有償旅客事業」や「無償のボランティア(助け合い輸送)」を対象に、自治体やNPO法人が加入し、一般ドライバーの自家用車による住民輸送時の事故を補償する自動車保険を販売してきました。

今回、ライドシェアの一部解禁を踏まえ、補償対象を「ライドシェア事業」にも拡大した「移動支援サービス事業用自動車保険特約」を新たに開発し、運行管理を担うタクシー事業者へ販売します。

本特約は、ライドシェア業務中に限定して補償するため、ライドシェア稼働日数に応じた保険料を払い込む仕組みとなっており、合理的な保険料での補償提供を実現しています。

<本特約をセットした場合のイメージ>



以上